

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025年5月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2025年4月中旬～2025年5月中旬）

- 中華人民共和国民営経済促進法
- 営業秘密保護規定（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

- 上海における電気自動車の普及

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025年4月中旬～2025年5月中旬）

◆ 中華人民共和國民營經濟促進法¹

全国人民代表大会常務委員会、2025年4月30日公布、2025年5月20日施行

1. はじめに

民營經濟を含む非公有制經濟は中国社会主义市場經濟の重要な構成部分である²。中国国家市場監督管理總局の統計によると、2024年9月末時点で全国の民營企業登録数は5700万社を超え、全企業数の約92.3%を占めている³。

しかし、民營經濟は市場参入、資源取得、サービス供給などの面で依然として多くの障壁に直面しており、民營企業自身のイノベーション能力にも課題が残されている。そのため、民營經濟促進法を制定し、民營經濟の健全な發展が直面する突出した問題に焦点を当て、関連する制度・措置をさらに整備することは、安定・公平・透明・予測可能な民營經濟發展環境を作る上で有利である⁴。

このような状況を踏まえ、中華人民共和國民營經濟促進法（以下「民營經濟促進法」という。）が2025年4月30日に全国人民代表大会常務委員会で可決され、5月20日から施行されることとなった。同法は、全9章78条から構成され、公平競争環境の整備、投資・融資促進、科学技術革新、經營規範化、サービス保障、權益保護などの分野において制度メカニズムが整備されている。これにより、民營經濟の發展環境を最適化し、あらゆる經濟組織が公平に市場競争に参加できることを保障するとともに、民營經濟の健全な發展及び民營企業従事者の健全な成長を促進し、高水準の社会主义市場經濟体制を構築し、民營經濟が國民經濟及び社会發展において重要な役割を發揮することが期待される⁵。以下では、その概要について紹介する。

2. 要点

(1) 公平競争の保障

ア 市場参入ネガティブリス制度

国は全国統一の市場参入ネガティブリスト制度⁶を実施しているが、市場参入ネガティブリストに掲載されていない分野については、民營經濟組織を含むすべての經濟組織が法に基づき平等に参入することができる⁷。

また、国は民營經濟組織が国家の重要戦略及び重大プロジェクトに参加すること及び、民營經濟組織が戦略的な新興産業、未来産業等の分野で投資及び起業を行うことを支援し、伝統産業の技術改造及びモデルチェンジ・アップグレードを展開することを奨励するとともに、現代的なインフラ施設への投資建設に参加することを支援する⁸。

¹ 「中華人民共和國民營經濟促進法」

² 憲法第11条第1項では「個體經濟、民營經濟などの非公有制經濟は、社会主义經濟の重要な構成部分である」と規定されている。

³ 中華人民共和國中央人民政府 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202411/content_6985530.htm

⁴ 中華人民共和國中央人民政府 https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202504/content_7021938.htm

⁵ 民營經濟促進法第1条

⁶ 中国の国家發展改革委員会と商務部、市場監督管理總局は2025年4月24日、「市場参入ネガティブリスト(2025年版)」(發改体改規[2025]466号)を公布、即日施行した。

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202504/content_7020718.htm

⁷ 民營經濟促進法第10条

⁸ 民營經濟促進法第16条

全国統一の市場参入ネガティブリスト制度により、政府は主として国防・国家安全保障・希少資源関連などの業種・分野・事業において、参入を禁止または制限する項目をネガティブリストに明示的に列挙している。当該リストに掲載されていないすべての分野については、あらゆる市场主体に対し平等に開放されている。

従来、インフラ整備や公共サービスなどの分野では、民間企業の参入が困難な状況が続いていたが、民間経済促進法の制定により、都市鉄道建設や下水処理プロジェクトなどの事業において、民間企業も競争入札に参加する機会が与えられ、国有企業と同等の投資機会を享受できるようになった。

イ 公共資源の平等取得

国は、民間経済組織が資金、技術、人的資源、データ、土地その他の自然資源等の各種生産要素及び公共サービス資源を法により平等に使用する権利を保障し、国家が発展を支援する政策を法により平等に適用することを保障する⁹。

また、各級人民政府及びその関連部門は、法定の権限に基づき、政府資金の配分、土地供給、汚染物質排出割当量、公共データの開放、資格許可、基準策定、プロジェクト申請、職務等級評定、表彰選考、人的資源等に関する政策措置を策定・実施する際に、民間経済組織を平等に取り扱わなければならない¹⁰。

上記の規定により、政府は土地供給、行政許可、入札等の各段階において競争的配分を実施することが求められ、民間企業を間接的に排除するような偏向的な技術基準や実績要件を設定することが禁止されている。これにより、民間企業は平等な発展機会を取得することが可能となった。

(2) 投融資環境の最適化

銀行業金融機関等は、法令に基づき、融資業務に必要な担保方式を受け入れ、民間経済組織に対し、売掛債権、倉荷証券、持分、知的財産権等の権利を担保とする融資を提供するものとする。また、各級人民政府及びその関係部門は、動産及び権利担保の登記、評価、取引流通、情報共有等に対し、支援及び便宜を提供しなければならない¹¹。

また、金融機関は、与信、貸出管理、リスク管理、サービス手数料等の面において、民間経済組織を平等に取り扱わなければならない。金融機関が民間経済組織である借手との契約に違反し、一方的に融資条件を追加し、融資を中止し、又は期限前に貸出金を回収した場合、法により契約違反責任を負担する¹²。

実務上、民間企業の銀行融資のハードルは高く、また、担保要件が厳格であるため、信用貸付の割合が低く、中小企業の資金調達コストは一般的に国有企業を上回っている。「民間経済促進法」により、民間企業の担保方式は「多様化」が実現され、企業の担保資産が不足している場合でも、特許権や商標権などを活用した担保融資が可能となり、企業の発展に資金的な活力を与えた。また、民間企業の資金調達問題に対し、金融機関の与信審査や融資管理などのプロセスにおける与信行為を規範化し、中小零細民間企業の資金調達ルートを効果的に拡大している。

⁹ 民間経済促進法第12条

¹⁰ 民間経済促進法第13条

¹¹ 民間経済促進法第21条

¹² 民間経済促進法第24条

(3) 科学技術革新の支援

ア 資源供給

国は、民間経済組織の国家科学技術重点プロジェクトへの参加を支援し、能力を有する民間経済組織が国家重要技術研究開発任務の主導的役割を担うことを支援する。国家重要科学研究インフラを民間経済組織に開放し、公共研究開発プラットフォーム及び共通技術プラットフォームの開放・共有を支援する。民間経済組織の技術革新に対し平等にサービスを提供し、各種企業及び高等教育機関、科学研究機関、職業学校が民間経済組織と提携してイノベーションメカニズムを構築することを奨励し、技術交流及び成果移転・転化を展開し、産学研の深い融合を推進する¹³。

イ 知的財産権の保護

国は、民間経済組織及びその経営者による独自のイノベーションに対する保護を強化し、イノベーション成果の知的財産権保護を一層強化し、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を実施するとともに、商標専用権、特許権、著作権の侵害行為並びに営業秘密の侵害及び混同惹起行為等の違法行為を法令に基づき取り締まる。さらに、知的財産権保護に関する地域間・部門間協力を強化し、民間経済組織に対し、知的財産権の迅速な協同保護、多角的な紛争解決、権利保護支援、海外知的財産権紛争対応指導並びにリスク早期警戒等のサービスを提供する¹⁴。

ウ 人材保障メカニズム

国は、民間経済組織が知識型、技能型、革新型人材の積極的な育成・活用を促進することを奨励し、重要ポスト及び重要工程において高度技能人材を育成・活用するとともに、産業労働者隊伍の構築を推進する¹⁵。

実務上、民間企業は科学技術イノベーションにおいて、研究開発投資の不足、人材の不足、科学研究資源の取得困難などの課題に直面しており、民間企業のコア競争力の向上を阻害している。民間経済促進法は、能力を有する民間経済組織が国家重要技術研究開発任務の主導的役割を担うことを明確に支援し、国家的重要科学研究インフラを開放すると規定している。さらに、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を確立し、営業秘密、商標、特許等の権益保護を強化することで、民間企業のイノベーション意欲を喚起することが可能となる。

(4) サービス保障の強化

ア 政府企業間コミュニケーションメカニズムの確立

各級人民政府及びその関係部門は、円滑かつ効果的な政企業間コミュニケーションメカニズムを確立し、民間経済組織を含む各種経済組織からの意見及び提案を適時に聴取し、当該組織が反映した合理的な問題を解決しなければならない¹⁶。

イ 紛争の多角的解決メカニズムの確立

紛争の解決メカニズムを整備確立し、民間経済組織が合法的権益を維持するために便宜を提供する。また、司法行政部門は、弁護士、公証、司法鑑定、基層法律サービス、人民調停、商事調停、仲裁等の関連機関及び法律相談専門家を組織調整し、民間経済組織に関わる紛争の解決に参

¹³ 民間経済促進法第 28 条

¹⁴ 民間経済促進法第 33 条

¹⁵ 民間経済促進法第 32 条

¹⁶ 民間経済促進法第44条第2項

与させ、民営経済組織に対して方向性がある法律サービスを提供する¹⁷。

なお、関連業界協会・商会は、法律、法規及び定款に基づき、調整と自律の役割を発揮し、業界の要請を適時に反映し、民営経済組織及びその経営者に対して、情報相談、宣伝研修、市場開拓、権益保護、紛争処理等の面におけるサービスを提供する¹⁸。

前述のとおり、民営経済促進法は、紛争多元的解決メカニズムを確立することを明記している。また、資源を統合・調整し、弁護士サービス、公証、人民調停、仲裁などの手段を柔軟に活用することにより、売掛金紛争、労使紛争、知的財産権侵害紛争、会社関連紛争、国際貿易紛争などに対して、民営企業に経済的で便利かつ効率的な法律サービスを提供することができる。

(5) 権益保護の強化

ア back to back 条項の禁止

大手企業が中小民営経済組織から物品、工事、サービス等を調達する場合、合理的な支払期限を設定し遅滞なく代金を支払わなければならない、中小民営経済組織への支払い条件として第三者からの入金を設定してはならない。また、裁判所は、中小民営経済組織に対する未払い代金案件を法により速やかに受理、審理及び執行し、自発的かつ合法的な原則に基づき調停を行い、中小民営経済組織の合法的権益を保障する¹⁹。

実務上、**back to back** 条項は第三者支払リスクを転嫁する条項として通常、支払義務者が第三者からの入金を相対方への支払い前提条件とすることを定めるものであり、調達契約、サービス契約または建設工事請負契約に頻繁に見受けられる。このような条項は本質的に取引リスクを中小企業に転嫁し、公平原則に反すると考えられる。

民営経済促進法施行後、民営企業が国有企業等の大手企業と取引する場合、国家機関、事業単位及び国有企業は **back to back** 条項を設定することが禁止され、中小民営企業の利益が保護されることが期待される。

イ 人格権益の保護

民営経済組織及びその経営者の身体的権利、財産権並びに経営自主権等の合法的権益は法律の保護を受け、いかなる単位又は個人もこれを侵害してはならない²⁰。

また、いかなる単位又は個人は、インターネット等の伝播経路を利用し、侮辱、誹謗等の方法をもって、悪意で民営経済組織及びその経営者の人格的権益を侵害してはならない²¹。民営経済組織及びその経営者の人格的権益が悪意をもって侵害され、これにより民営経済組織の生産経営、投資融資等の活動が実際の損失を被った場合、侵害者は法により賠償責任を負担する²²。

実務上、民営企業の発展はその経営者の個人イメージと密接に関連することがあり、経営者が悪意の中傷を受けた場合、企業の発展に重大な影響を与える可能性がある。民営経済促進法は、経営者の人格的権益保護を通じて、経営者だけでなく、企業自体も保護することを目指していると

¹⁷ 民営経済促進法第55条第2項

¹⁸ 民営経済促進法第56条

¹⁹ 民営経済促進法第68条

²⁰ 民営経済促進法第58条

²¹ 民営経済促進法第59条第2項

²² 民営経済促進法第59条第3項

いえる。

ウ 刑事介入の禁止

関連機関は、事件を処理する際に、経済紛争と経済犯罪を厳格に区別し、法律の定める追訴時効に関する規定を遵守しなければならない。生産経営活動が刑法規定に違反していない場合、犯罪として扱ってはならない。事実が不明確で証拠が不十分である場合、又は法律に基づき刑事責任を追及しない場合には、法律に従って事件を取り下げ、不起訴を行い、審理を終了し、若しくは無罪を宣告するものとする。また、行政手段又は刑事手段を利用して、違法に経済紛争に介入することを禁止する²³。

これにより、経済紛争と経済犯罪を厳格に区別し、刑法規定に違反しない経営行為は犯罪として扱わないことを明確にした。刑事手段を利用した経済紛争への介入を禁止することで、経営者が安心して企業を経営する環境が法的に保障されるものといえる。

◆ 営業秘密保護規定（意見募集稿）²⁴

中国国家市場監督管理総局 2025年4月25日公表

1. はじめに

企業の営業秘密保護を強化し、営業秘密侵害行為を厳正に取り締まり、研究開発とイノベーションを奨励し、公平な競争の市場秩序を維持するため、国家市場監督管理総局は、「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」²⁵の改正作業を展開し、2025年4月25日に「営業秘密保護規定（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という）を公表し、2025年5月25日を期限として意見募集を行った²⁶。

国家市場監督管理総局は過去にも、2020年9月に「営業秘密保護規定（意見募集稿）」に対する意見募集を行ったことがあるが²⁷、2021年末、「不正競争防止法」²⁸第三次改正作業が開始されたため、これに伴う意見稿の改正作業は一時中断された²⁹。そして、2025年3月、市場監督管理総局は「営業秘密保護規定」を重点立法課題として再度位置づけ³⁰、改めて意見募集稿を公表するに至った。

今回の意見募集稿は、計7章42条から構成で、体系を最適化し、総則、営業秘密の定義、営業秘密保護システムの構築、営業秘密侵害行為、営業秘密侵害嫌疑行為の調査処分、法的責任及び附則に分かれて規定されている。また、1998年に施行され現在も有効な「営業秘密侵害行為禁止に関する若干の規定」（計12条）と比較すると、今回の意見募集稿は内容が大幅に拡充されているといえる。そのため、以下のとおり主な改正内容を整理して紹介する。

²³ 民営経済促進法第63条

²⁴ 「商业秘密保护规定（征求意见稿）」

²⁵ 「关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定」1995年11月23日元工商行政管理局令第41号公布、1998年12月3日元工商行政管理局令第86号改訂 https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/24/content_5723661.htm

²⁶ https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html

²⁷ https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzj/lflfyjzj/202009/t20200903_150818.html

²⁸ 「反不正当竞争法」

²⁹ 「営業秘密保護規定（意見募集稿）」に関する説明

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html

³⁰ 市場監督管理総局による2025年度の重点立法任務

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_f4c6c21f93eb4e418bd5333ddd847a5b.html

2. 主な内容

(1) 営業秘密の関連概念

法執行の実践に基づき、問題指向を堅持し、「反不正競争法」第九条の営業秘密及びその構成要件における関連概念を解釈、細分化した。同時に、行政執行と司法審判における関連概念への認定の一致性を考慮し、2020年9月12日に施行された「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」³¹の内容を踏まえ、営業秘密などの概念を定義すると共に、①「公衆に知られていない」、②「商業価値」、③「相応の秘密保持措置を講じた」という営業秘密の最も重要な3つの構成要件を定義、細分化した。

ア 営業秘密³²

営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保持措置を講じた技術情報、経営情報等の商業情報を指す。

上記の技術情報には、技術に関連する構造、原料、成分、配合、材料、サンプル、様式、設計、植物の新品種繁殖材料、工程、方法又はそのステップ、アルゴリズム、データ、プログラム及びその関連ドキュメント等の情報が含まれる。

経営情報には、経営活動に関連するアイデア、管理、販売、財務、計画、見本、入札資料、顧客情報、データ等の情報が含まれる。

イ 公衆に知られていない情報³³

「公衆に知られていない」とは、当該情報が侵害行為の発生時点において、当該専門分野の関連者によって普通に認識されていない又は容易に入手できないことをいう。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆に知られている情報と認定することができる。

- 当該情報が所属分野で一般常識又は業界慣習に該当する場合
- 当該情報が製品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容のみに係るものであり、所属分野の関係者が市販製品を観察しただけで直接取得できる場合
- 当該情報が既に公開出版物又はその他の媒体で公開、開示されている場合
- 当該情報が既に公開の報告会、展示等の方法で公開されている場合
- 所属分野の関係者がその他の公開ルートから当該情報を取得できる場合。

なお、公知情報を整理、改良又は加工して得られた新規情報が、「公衆に知られていない」の要件を満たす場合には、これを公衆に知られていない情報として認定するものとする。

ウ 商業価値³⁴

「商業的価値を有する」とは、当該情報がその公衆に知られていないことにより、現実的若しくは潜在的な商業的価値を有し、権利者に商業的利益若しくは競争上の優位をもたらし得ることを指す。

³¹ 「最高人民法院关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定」

³² 意見募集稿第4条

³³ 意見募集稿第6条

³⁴ 意見募集稿第7条

また、次の各号のいずれかに該当する場合、当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位をもたらす得ると認定することができる。但し、当該情報が商業的価値を有しないことを証明する反証がある場合はこの限りではない。

- 当該情報が権利者に経済的収益をもたらした場合
- 当該情報が権利者の生産経営に重大な影響を及ぼした場合
- 権利者が当該情報の取得に対し、相応の対価、研究開発費用、経営費用その他の物的投入を行い、権利者に競争上の優位をもたらした場合
- その他当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位をもたらす得ることを証明し得る状況

なお、生産経営活動中に形成された段階的成果が「商業的価値を有する」の定義に合致する場合、当該成果は商業的価値を有すると認定できる。

エ 相応の秘密保持措置³⁵

「権利者が相応の秘密保持措置を講じた」とは、権利者が情報の漏洩を防止するため、侵害行為発生前に、営業秘密の商業的価値、独立して取得する難易度等の要素に相応した合理的な秘密保持措置を講じたことを指す。

次の各号のいずれかに該当し、通常の状況下で秘密情報の漏洩を防止し得る場合、権利者が「相応の秘密保持措置」を講じたとして認定することができる。

- 秘密保持契約を締結し、又は契約中に秘密保持義務を定めた場合
- 定款、研修、規程制度、書面による告知等の方法により、営業秘密に接触し又は取得し得る従業員、元従業員、サプライヤー、顧客、訪問者等に対して秘密保持を要求した場合
- 秘密を有する工場、作業場等の生産経営場所について、訪問者を制限し又は区分管理を行った場合
- 標識、分類、隔離、暗号化、封印、接触可能者範囲の制限等の方法により、営業秘密及びその媒体を区分・管理した場合
- 営業秘密に接触し又は取得し得るコンピュータ設備、電子設備、ネットワーク設備、記憶装置、ソフトウェア等について、使用、アクセス、保存、複製を禁止又は制限する措置を講じた場合
- 退職従業員に対して、接触又は取得した営業秘密及びその媒体の登録、返還、消去、破棄を要求し、引き続き秘密保持義務を負わせた場合
- その他の合理的な秘密保持措置を講じた場合

(2) 営業秘密保護体系の構築

営業秘密保護業務の新たな状況及び特徴に対応するため、意見募集稿は新たに「営業秘密保護体系構築」に関する内容を創設的に追加した。具体的には以下の通りである。

- 第一に、経営者自身の営業秘密保護における主体的責任を明確化した。
- 第二に、市場監督管理部門が行政保護措置を講じ、経営者の営業秘密保護意識及び能力向上を支援することを規定した。
- 第三に、市場監督管理部門と関連部門間における営業秘密の効果的な連携強化を規定した。
- 第四に、社会監督の促進等に関する内容を規定した。

ア 経営者自身の主体責任の明確化³⁶

³⁵ 意見募集稿第8条

³⁶ 意見募集稿第9条

経営者は、営業秘密保護における主体的責任を履行し、自己保護意識及び能力構築を強化し、自らの所属業界の特徴、技術的要件、競争上の優位性に基づき、積極的に有効な措置を講じ、秘密情報、秘密区域、秘密要員、秘密媒体等に関する営業秘密保護の内部統制及びコンプライアンス管理を強化し、自発的に権利侵害行為を防止しなければならない。

イ 市場監督管理部門による行政措置³⁷

市場監督管理部門は、営業秘密保護に関する組織的調整、監督管理及びサービス指導業務を担当する。宣伝教育・研修の実施、サービス拠点の整備、法執行能力の向上、第三者サービス機関の育成等の方式を通じ、経営者が営業秘密保護制度を確立・整備することを支援し、営業秘密保護水準の全体的向上を推進するものとする。

ウ 市場監督管理部門及び関連部門による連携強化³⁸

市場監督管理部門は関連部門と共同で、経営者に対し法的相談、政策指導、リスク警告、権利保護支援等のサービスを提供し、国際的権利保護の指導及び援助を強化し、経営者が営業秘密保護業務を実施することを指導し、その合法的な権益を保護するものとする。

また、市場監督管理部門は司法部門と共同で、情報相互通報、資源共有、案件協議、法執行連動等の機能を有する営業秘密迅速協同保護メカニズムを確立し、行政保護と司法保護との効果的連携を強化するものとする。

エ 社会監督³⁹

すべての組織及び個人による営業秘密侵害行為に対する社会的監督を奨励し、支援し、保護する。市場監督管理部門は、営業秘密侵害を通報し、及び調査に協力した組織及び個人の秘密を保持しなければならない。

いかなる組織及び個人も、営業秘密権利侵害事実を捏造して他人を誣告し、又は恐喝を行ってはいならず、通報権利を濫用して市場監督管理部門の正常な業務秩序を混乱させてはならない。

(3) 営業秘密侵害行為

意見募集稿は、「反不正競争法」第九条に規定する営業秘密侵害行為の方式を細分化し、法律の適用可能性を強化した。

ア 営業秘密を侵害する行為⁴⁰

経営者及びその他の自然人、法人及び非法人組織は、他人を教唆し、誘引し、若しくは支援して、守秘義務に違反させ、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に反させ、当該権利者の営業秘密を取得させ、開示させ、使用させ、若しくは他人に使用させてはならない。

また、次の各号のいずれかに該当する場合、営業秘密侵害行為に該当する。

- 故意に、言辞、行為その他の方法により、他人を説得し、勧告し、若しくは激励して、守秘義務に違反させ、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に反させる場合
- 職位の承諾、物質的報酬等の方法により、他人を誘導して、守秘義務に違反させ、若しくは権利者の営業秘密保持に関する要求に反させる場合

³⁷ 意見募集稿第10条

³⁸ 意見募集稿第11条

³⁹ 意見募集稿第14条

⁴⁰ 意見募集稿第19条

- 権利者の営業秘密を取得し、開示し、使用し、若しくは他人に使用させるため、様々な方法で他人が守秘義務に違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に反することを容易にする場合。

イ 第三者による営業秘密侵害行為⁴¹

第三者は、営業秘密権利者の従業員、前従業員その他の単位若しくは個人が、前述アを含む違法行為を実施することを明らかに知っている、又は知り得るにも関わらず、当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、若しくは他人に使用させる場合、営業秘密の侵害とみなす。

ウ 国外で実施された営業秘密侵害行為⁴²

中華人民共和国の国外で実施された営業秘密侵害行為が、国内の市場競争秩序を擾乱し、又は国内の経営者の合法的な権益を損害した場合には、本規定（意見募集稿）及び関係法律の規定に従って処理するものとする。

エ 営業秘密侵害行為による法的責任

営業秘密侵害行為は、反不正当竞争法第21条の規定により処罰する⁴³。同法の第21条では「営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50万元以上300万元以下の過料を科すことができる」と規定されている。

また、意見募集稿に基づき、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、「反不正当竞争法」第21条にいう「情状が重大である」と認定することができる⁴⁴。

- 権利者に30万元以上の財産損失を生じさせ、又は破産させた場合。
- 電子的侵入の方法により、権利者のオフィスシステムネットワーク及びコンピュータデータが深刻な損壊を受けた場合。
- 国家若しくは社会に重大な損失を与え、又は社会に劣悪な影響を及ぼした場合。
- 侵害者が処罰決定の執行を拒否し、引き続き営業秘密侵害行為を実施した場合。
- その他情状が重大な行為。

執筆担当：席 修拳

⁴¹ 意見募集稿第20条

⁴² 意見募集稿第41条

⁴³ 意見募集稿第34条

⁴⁴ 意見募集稿第35条

II. 中国法務の現場より

◆ 上海における電気自動車の普及

1. 中国、上海市における電気自動車の普及

4月23日～5月2日にかけて、第21回上海国際自動車工業展覧会（上海モーターショー）が、中国の上海市国家会展中心において開幕した。各自動車メーカーにより新型自動車や最新技術が紹介されたが、完全電気自動車（BEV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）、電池技術などが特に話題になったように思う。

2024年における完全電気自動車（BEV）とプラグインハイブリッド車（PHEV）の世界販売台数は1,700万台にもものぼるところ、中国での販売台数は1,100万台と、同年の世界販売台数の約65%を占めている⁴⁵。中国上海市においても、2024年9月14日に、「上海市グリーン・低炭素転換加速行動計画（2024～2027年）」（中国語：上海市加快推进绿色低碳转型行动方案（2024～2027年））が発表され、同計画においては、「2025年までにバスや巡回タクシーを基本的に新エネルギー車とすること」、「党・政府機関、国有企業・単位、環境衛生、郵便サービス等の公共分野の新車又は更新車は、原則として新エネルギー車を使用すること」、「市街地の貨物車、レンタカー、チャーター車の適切な車種の新車又は更新車は新エネルギー車の使用を奨励すること」、「社会の乗用車分野における電動化の発展を奨励し、2027年までに、個人が購入する50%を超える新車を完全電気自動車（BEV）とすること」などが記載されている⁴⁶。

中国では、車両の種類と用途を区別するため、青色、黄色、緑色などの様々な色のナンバープレートが存在するところ、青色はガソリン車、黄色は大型車など、緑色は電気自動車（BEV、PHEVを含む）と区別されている。上海の街を歩いてみると、自動車に取り付けられているナンバープレートの半数近くが緑色なのではないかとの印象を受けるが、電気自動車の上海市における普及を日々肌で感じるところである。

2. 上海市におけるレクサス新会社設立の報道

上海モーターショーに関するニュースと時期を同じくして、日本のトヨタ自動車の高級ブランド「レクサス」の上海市金山区への進出に関するニュースに接した^{47 48 49 50}。公開情報によれば、2025年2月18日、トヨタ自動車株式会社が100%株主となり、レクサス（上海）新エネルギー有限公司（中国語：雷克萨斯（上海）新能源有限公司）が上海市金山区に設立されている。そして、報道によれば、2025年4月22日、トヨタ自動車株式会社と上海市政府との間で戦略協力協定が締結され、2027年の稼働を目指して電気自動車や電池の生産などを行う工場を上海市金山区に建設予定とのことである。新工場で生産される車両は中国でのみ販売する方針であり、新工場の生産能力は約10万台になる見込みとのことである。

⁴⁵ <https://www.reuters.com/business/autos-transportation/global-electric-vehicle-sales-up-25-record-2024-2025-01-14/>

⁴⁶ <https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240914/a33482feb8a24666ad745e95ef295f03.html>

⁴⁷ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOFD055HE0V00C25A2000000/>

⁴⁸ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC059AB0V00C25A3000000/>

⁴⁹ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM28A7Z0Y5A320C2000000/>

⁵⁰ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM22C8M0S5A420C2000000/>

2024年におけるレクサスの中国販売は約18万台であると報道されており、これらの情報が正しければ、気が早いものの、新工場での生産や中国での販売が順調に進めば、更なる生産拡大もありうるかもしれない。前述した「上海市グリーン・低炭素転換加速行動計画（2024～2027年）」を踏まえると、中国、特に上海市における電気自動車普及の流れは、より加速していくのではないかと思われる。中国のEV拡大の波にトヨタ、そして日本企業も乗り、日中いずれの企業も更なる発展を遂げていくことを期待したい。

昨今、中国企業の日本進出や新規投資のご相談が増えてきているように感じるが、「レクサス」の上海市金山区への進出のように、中国への新規進出や事業拡大を検討している日本企業も存在する。「中国企業の日本進出」はもちろん、「日本企業の中国進出」も更に増加していき、両国間の経済交流がより活発化していくことを期待したい。また、これらの傾向に関わらず、日中間の法務に携わる立場として、日中両国のビジネスを法務面からサポートさせていただきたいと思う次第である。

執筆担当：入江 彦徴

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2025 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 顔識別技術応用安全管理弁法 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 中国における生成 AI 規制 中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展 流砂の歩き方を学ぶ
2025 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
2025 年 2 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国増値税法 水平型事業者集中審査ガイドライン 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト 中国「双十一」セールにおける 3 つの変化
2024 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークデータ安全管理条例 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の不法行為編の適用に関する解釈（一） 	<ul style="list-style-type: none"> センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024年版） 	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版） 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
<u>2024年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント） 	<ul style="list-style-type: none"> 初の中国製3Aゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
<u>2024年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 会社法適用の時的効力に関する若干規定 	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定 競業避止義務と営業秘密保護について
<u>2024年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日中における著作権保護期間の差異
<u>2024年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国関税法 ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2023年10大知財事件を公表 北京市の住宅購入規制の緩和措置

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025年5月31日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール
※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による